

# 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

〔 昭和 4 4 年 9 月 3 0 日 〕  
〔 条 例 第 5 号 〕

改正 昭和 5 8 年 3 月 3 0 日 条例 第 1 4 号 昭和 6 1 年 1 2 月 2 2 日 条例 第 3 号  
平成 5 年 1 2 月 2 7 日 条例 第 3 号

(趣旨)

第 1 条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第 3 条 地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 2, 0 0 0 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については 1 件 5, 0 0 0 平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 5 8 年 条例 第 1 4 号)

この条例は、昭和 5 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 6 1 年 条例 第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 5 年 条例 第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。